

平成28年度 第2回 広島市自転車等駐車対策協議会 説明資料
広島市駐車場附置義務条例見直し連絡調整会議

1	第1回協議会及び連絡調整会議における意見とその対応	
	(1) 委員からの意見要旨と事務局の回答	P 1
	(2) 新たな駐輪場整備促進策について	P 3
	(3) 隔地駐車場の距離制限の緩和について	P 4
2	市民意見募集	
	(1) 附置義務基準見直し素案に対する市民意見募集の概要	P 5
	(2) 市民からの意見の要旨と本市の考え方	P 9
3	駐輪場及び駐車場附置義務基準の見直し案	P 10
4	今後のスケジュール（これまでの経緯を含む）	P 12

<参考> その他


〔資料1〕 第1回協議会及び連絡調整会議 説明資料

〔資料2〕 第1回協議会及び連絡調整会議 議事概要

1 第1回協議会及び連絡調整会議における意見とその対応

(1) 委員からの意見と事務局の回答

【第1回広島市自転車等駐車対策協議会】

駐輪場附置義務基準の見直しについて		
番号	意見要旨	事務局の回答
1	事務所を既に対象としている他都市で、どういった効果を上げているかも参考にしたい方がよい。	事務所を既に対象としている他の政令市（4都市：仙台市、静岡市、福岡市、熊本市）へ確認したところ、「放置自転車対策として効果があったと考えている。」「放置規制区域内における即時撤去等、他の施策と合わせることで、放置自転車の解消の効果が一層高まると考えている。」との回答があった。 今後も見直し後の円滑な制度運営等を図る観点からも、情報収集に努めたい。
2	事務所についても、他の用途と同様に、面積が5,000㎡を超える場合の緩和規定を設けることについて、根拠等を整理すべきである。	本市において事務所ビルに入居するテナントに行ったアンケート調査においても、建物規模が大きくなるほど、駐輪需要が小さくなることが確認されていること等から、この緩和規定は原案どおり設けることとする。
二つの附置義務の連動した見直しについて		
番号	意見要旨	事務局の回答
3	駐輪場附置義務基準のみの見直しでは、建物建替時に新基準が適用されるに止まり、その効果が出るまで時間がかかる。 駐車場附置義務と組み合わせて、駐輪場の整備を促進するインセンティブを設けてはどうか。	新設、既存を問わず、駐輪場附置義務がかかる全ての用途の建物の設置者が、駐輪場附置義務台数を超える駐輪区画を設けた場合、駐車場の附置義務台数を低減できる仕組みの創設を検討することとする。  検討の結果、新たな駐輪場の整備促進策を創設（p3参照）

その他		
番号	意見要旨	事務局の回答
4	附置義務を課さない小さな事務所や店舗への駐輪需要について、どう対応していくか整理しておく必要がある。	駐輪場の附置義務を課す対象は、大量の駐輪需要を発生させる施設であるため、それに該当しない小さな事務所や店舗を附置義務の対象とはしていない。 しかしながら、今回の附置義務基準の見直しにより、事務所に駐輪場が新たに設置されることで、駐輪場の供給量が増え、その分、市営駐輪場の利用負荷が軽くなると考えられるため、小さな事務所や店舗の駐輪需要の受け皿になる効果が期待できる。
5	余った駐輪場を建物間でシェアしやすくなるような制度を検討してはどうか。	現在、市のホームページやパンフレット等により、市営・民間を問わず駐輪場利用促進のための広報を行っており、今後さらに充実・強化していくこととしたい。 なお、民間の駐輪場のシェアについては、建物設置者等の意向を確認しながら、どのような対応策があるのかについて、今後研究していきたい。
6	駐輪場の満空情報の提供等、一般利用者が使いやすくなるようなものが必要ではないか。	
7	既存駐輪場を有効活用するような広報の強化にも力を入れるべき。	

【第1回広島市駐車場附置義務条例見直し連絡調整会議】

番号	意見要旨	事務局の回答
8	附置対象を追加することで、路上に駐輪場を整備したいという建物設置者が増えてくる恐れがあると思うがどう対応していくか。	本来、附置義務駐輪場は、敷地内に確保すべきものであり、公道上に設ける性格のものではないと考えている。
9	建物敷地外の場所へ附置義務駐輪場を設けることはできないのか。	建物敷地外の場所への附置義務駐輪場の設置は、現行制度で可能である。(その距離は、敷地からおおむね50m以内としている。)

二つの附置義務の連動した見直しについて		
番号	意見要旨	事務局の回答
1	駐輪場を増やすための制度として、基準以上の駐輪場の整備を条件に附置義務駐車場台数を緩和するといったインセンティブによる駐輪場増設台数は、現状の市内中心部の収容台数の2割増し程度を目標としてはどうか。	駐輪場整備を促進する新たな仕組みについては、設置者の意向による選択性の適用を想定しており、具体的な目標値を設けることは困難である。
2	駐車場附置義務基準の緩和対象となる建物の所有者が、緩和部分を駐車場から倉庫等に転用するといったことが考えられるが、この機会に駐輪場を増やすような仕掛けを作れないか。	このたびの駐車場附置義務基準の緩和は、事務所に対する駐車需要の減少に基づいて行うものであるため、緩和部分をどう利用するかは設置者の判断によることとなると考えている。 このため、駐輪場を増やす取組として新たな仕組みの創設を検討する。 ⇒ 検討の結果、新たな駐輪場の整備促進策を創設 (p 3 参照)
その他		
番号	意見要旨	事務局の回答
3	隔地駐車場を設けることができる距離の制限(200m)を弾力的に運用してはどうか。	駐車場利用者が抵抗なく歩くことができる距離の範囲において、隔地駐車場の距離基準の見直しを検討する。 ⇒ 検討の結果、隔地駐車場の距離制限を緩和 (p 4 参照)

(2) 新たな駐輪場の整備促進策について

1 概要

駐輪場附置義務がかかる建物の設置者が、附置義務台数を超える駐輪区画を設けた場合、「駐車場」の附置義務台数を低減できるものとする。

【目的】

- ・ より多くの駐輪区画が整備されることにより、移動手段を自転車へシフトさせ、環境にやさしい交通手段へと転換を図る。
- ・ 整備された駐輪場のうち、一定の駐輪区画が一般利用に供される場合、放置自転車の減少の効果も期待できる。

2 基準設定

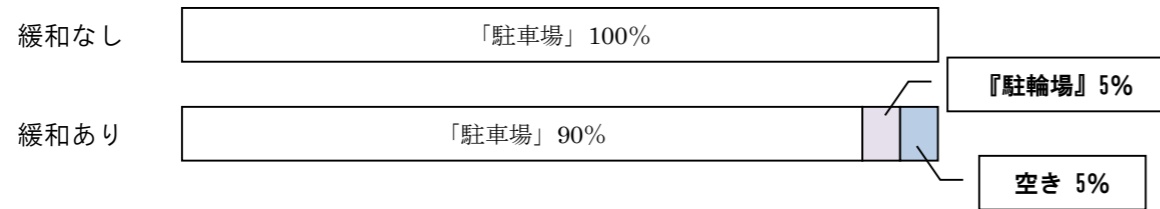
(1) 基準案

対象：「駐車場」附置義務対象建物（既に届出を行っている建物も含む）のうち駐輪場附置義務がかかる用途（事務所、店舗、銀行等）

緩和内容：駐輪場附置義務台数を超える駐輪区画を5台分設けた場合、「駐車場」附置義務台数を1台減らすことができる。

緩和上限：「駐車場」附置義務台数の100分の10

(2) 緩和のイメージ



自由に活用できるスペースの増加をインセンティブとして設け、駐輪場の整備を促進する。

3 期待される効果

(1) 『駐輪場』の増加

この促進策は、新設建物・既存建物共に、建物設置者の意向に基づいて活用されるものであるため、どの程度駐輪場が増えるかは不明である。

しかしながら、附置義務駐車場の整備状況から促進策を活用する可能性が考えられる既存対象建物※の全て（94件）がこの促進策を活用とした場合、1,800台程度の駐輪場が整備されることとなる。

※ 附置義務駐車場の整備状況から促進策を活用する可能性が考えられる既存対象建物

駐車場整備地区等内において、「駐車場」附置義務条例に基づき届出された建物（平成5年～27年）のうち、「駐車場」附置義務台数と同じ程度の台数を整備しているもの。

用途	件数	「駐車場」			駐輪場
		適用前 附置義務台数 A	適用後 附置義務台数 B	縮小台数 C (=A-B)	増加台数 D (=C*5)
事務所	17	828	745	83	415
店舗	13	662	596	66	330
その他特定	26	934	844	90	450
非特定	19	171	158	13	65
複合用途	19	1,060	955	105	525
合計	94	3,655	3,298	357	1,785

(2) 自由に活用できるスペースの増加

この促進策を活用することにより、本来、「駐車場」とすべきスペースの一部が自由に活用できるスペースとなるため、建物設計の自由度が増すことになる。

延床面積 (事務室面積)	(参考) 建物規模の 目安	附置義務基準（改正後）			附置義務基準（改正後+緩和措置）			差 (B-A)
		「駐車場」 (250㎡/台)	『駐輪場』 (100㎡/台)	計 (A)	「駐車場」 (250㎡/台)	『駐輪場』 (100㎡/台)	計 (B)	
2,400㎡ (2,040㎡)	本庁舎 約1層分	63㎡ (5台)	23㎡ (20台)	86㎡	63㎡ (5台)	23㎡ (20台)	86㎡	0㎡
3,100㎡ (2,635㎡)	—	113㎡ (9台)	30㎡ (26台)	143㎡	100㎡ (9-1台)	35㎡ (26+5台)	135㎡	△8㎡
5,800㎡ (4,930㎡)	西区役所庁舎 (地上4階)	289㎡ (23台)	56㎡ (49台)	345㎡	264㎡ (23-2台)	67㎡ (49+10台)	331㎡	△14㎡
11,500㎡ (9,775㎡)	中区役所庁舎 (地上7階、 地下1階)	565㎡ (45台)	83㎡ (73台)	648㎡	502㎡ (45-5台)	112㎡ (73+25台)	614㎡	△34㎡

・ 駐輪場附置台数算定用のレンタル比（事務室面積/延床面積）は85%とする。（一般的には65～85%）

・ 設定サイズ：「駐車場」12.55㎡/台、駐輪場1.14㎡/台

(3) 環境にやさしい交通手段への転換

移動手段が自転車へシフトされることにより駐車需要そのものが減少するため、この促進策の実施により「駐車場」不足になることはないと考えられる。また、環境にやさしい交通手段への転換を起し、自動車に依存する傾向を是正することができると考えられる。

(3) 隔地駐車場の距離制限の緩和について

1 概要

隔地駐車場の距離制限（建物敷地外に駐車場を設ける場合の敷地からの距離制限）を、現行の200mから300mに緩和する。

【目的】

- ・ 建物が中心部にある場合、車と歩行者の交錯機会がより少ない周辺部へと附置義務駐車場を誘導することで、歩行空間の安全性を向上させることができる。
- ・ 附置義務駐車場の設置負担が軽減されることにより、中心部での建物建替えを促進することができる。

2 基準の設定について

(1) 国の標準条例及び他の政令市の条例の状況

国の標準条例では、平成16年7月の改正で隔地駐車場の距離の記載を削除し、駐車場施設の配置を戦略的に誘導することを積極的に検討するよう通知している（平成16年7月2日 国都街第18号）。

他の政令市の条例においては、9都市が本市と同様の200mとし、残りの10都市は200mを超える距離を設定している。人口100万人以上の都市に限ってみると10都市中8都市が200mを超える距離を設定しており、都市規模が大きい都市ほど、中心部への駐車場の集中を避けるために、距離制限を伸ばしていると考えられる。

【国の標準条例】

期間	条例の内容
昭和43年8月～平成16年6月	当該建築物の敷地からおおむね200m以内の場所に駐車施設を設けたときは当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。
平成16年7月以降	当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けたときは当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

【他の政令市の状況】

政令市	都市数	距離制限
札幌市、仙台市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、岡山市、北九州市、熊本市	9	200m
さいたま市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、堺市、福岡市	7	300m
大阪市、神戸市	2	350m
京都市	1	(駐車場整備地区内) 500m (駐車場整備地区外) 200m

下線部は、人口100万人以上の都市

(2) 具体的な距離制限の緩和について

駐車場利用者にとって、駐車場までの距離が伸びることにより、利便性が低下することになるが、300mはバス停の利用圏として設定されることが多く、土木学会のバス・サービスハンドブックにおいても、ほとんど人が抵抗なく歩くことができる距離とされており、許容範囲内であると考えられる。

2 基準の見直し案

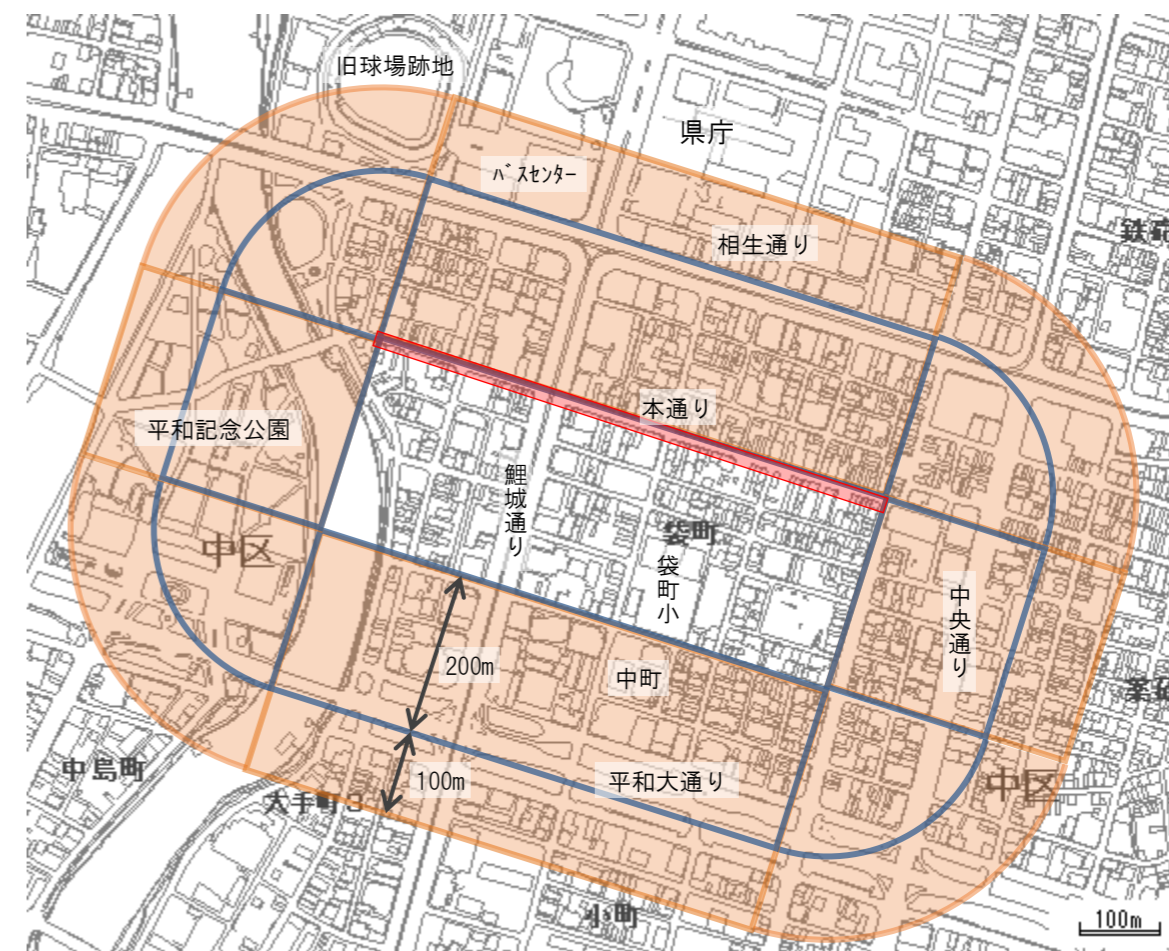
【基準案】

対象：建物敷地外に駐車場を設けることを特例的に認められた建物

緩和内容：隔地駐車場の距離制限を、現行の200mから300mに緩和する。

3 期待される効果

本通り付近の敷地であれば北方向の相生通りを超えて、中町付近の敷地であれば南方向の平和大通りを越えた区域に、駐車場を設置する選択肢が増えることになる。



都心部における隔地先のイメージ

凡例 ○ 200m圏 ○ 300m圏

2 市民意見募集

(1) 附置義務基準の見直し素案に対する市民意見募集の概要

駐輪場及び駐車場附置義務基準の見直し素案に対する意見募集を実施し、市民の皆様から以下のとおり意見をいただきました。

1 募集期間

平成29年2月3日（金）から平成29年2月23日（木）まで

2 見直し素案の内容

別添資料「駐輪場及び駐車場附置義務基準の見直し素案」のとおり

3 募集方法

- (1) 市ホームページに掲載
- (2) 広報紙「ひろしま市民と市政」（平成29年2月15日号）に掲載
- (3) 道路交通局自転車都市づくり推進課、各区役所維持管理課、公文書館に
閲覧用資料を設置
- (4) 市政記者クラブへ情報提供

4 募集結果

- (1) 意見提出者数 2人
- (2) 意見件数 7件
- (3) 意見の内訳
 - ア 見直しの基本的な考え方に関する事 1件
 - イ 駐輪場の附置義務基準に関する事 3件
 - ウ 隔地駐車場の取扱いに関する事 2件
 - エ その他 1件

駐輪場及び駐車場附置義務基準の見直し素案 (市民意見募集時の提案資料)

I 附置義務制度の概要

本市では、放置自転車対策の一つとして、「広島市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、建物の新築、増築等を行う際に、一定用途の大規模な建物を対象に駐輪場を附置することを義務づけています。

また、駐車場についても、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、同様に附置義務を課しています。

II 見直しの検討状況及び今後のスケジュール

近年、本市の駐輪場及び駐車場を取り巻く環境に変化が生じてきているため、附置義務基準の見直しに取り組んでいます。

見直しにあたり、有識者、経済界、関係行政機関等で構成する「広島市自転車等駐車対策協議会」及び「広島市駐車場附置義務条例見直し連絡調整会議」(以下、「協議会及び連絡調整会議」という。)を設置しました。

平成28年11月28日に開催した第1回目の協議会及び連絡調整会議において、「駐輪場の附置義務対象に事務所を追加」(Ⅲ-1)、「駐車場における事務所の附置義務基準を緩和」(Ⅲ-2)を提示し、その際、委員からいただいた意見をもとに、「隔地駐車場の距離制限の緩和」(Ⅲ-3)、「新たな駐輪場の整備促進策」(Ⅲ-4)の項目を追加して、駐輪場及び駐車場附置義務基準の見直し素案をとりまとめました。

このたびの市民意見募集でいただくご意見を踏まえて、本年3月に第2回協議会及び連絡調整会議を開催し、見直し案を作成のうえ、本年6月の市議会に条例改正案を上程する予定です。

Ⅲ 附置義務制度の見直し素案

Ⅲ-1 「駐輪場」の附置義務対象に事務所を追加

通勤目的によるものが多いという放置自転車の状況を踏まえ、事務所を新たに附置義務の対象に追加します。それにより、目的地のすぐそばに利用しやすい駐輪場が整備される等、駐輪場の分散配置を図ることができます。

【現 行】

- ・対象地区：商業地域、近隣商業地域
- ・附置義務基準

対象用途	対象施設規模	基 準
百貨店、スーパーマーケット	400㎡超	20㎡ごとに1台
銀行	500㎡超	25㎡ごとに1台
遊技場	300㎡超	15㎡ごとに1台
専修学校、各種学校	400㎡超	20㎡ごとに1台



【見直し素案】

- ・対象地区：商業地域、近隣商業地域
- ・附置義務基準

対象用途	対象施設規模	基 準
百貨店、スーパーマーケット	400㎡超	20㎡ごとに1台
銀行	500㎡超	25㎡ごとに1台
遊技場	300㎡超	15㎡ごとに1台
専修学校、各種学校	400㎡超	20㎡ごとに1台
事務所	2,000㎡超	100㎡ごとに1台

※ 対象建物：新築、増築等を行う建物

施行時期：平成30年1月予定

(平成29年6月議会で可決された場合、6か月の周知期間後に施行)

Ⅲ－２ 「駐車場」における事務所の附置義務基準を緩和

駐車場整備が進み駐車場不足は概ね解消されてきていることや、事務所において需要と基準の乖離が生じてきているという利用状況を踏まえ、事務所の附置義務基準を緩和します。

【現 行】

- 対象地区：① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
② 周辺地区（市街化区域のうち、①及び第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域以外）
- 附置義務基準
 - ① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域

対象用途		対象施設規模	基 準
特定用途	店舗	1,500 m ² 超	150 m ² ごとに1台
	事務所		150 m²ごとに1台
	その他特定用途		250 m ² ごとに1台
非特定用途		2,000 m ² 超	450 m ² ごとに1台
 - ② 周辺地区

対象用途	対象施設規模	基 準
特定用途	2,000 m ² 超	250 m ² ごとに1台

【見直し素案】

- 対象地区：① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
② 周辺地区（市街化区域のうち、①及び第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域以外）
- 附置義務基準
 - ① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域

対象用途		対象施設規模	基 準
特定用途	店舗	1,500 m ² 超	150 m ² ごとに1台
	事務所		250 m²ごとに1台
	その他特定用途		250 m ² ごとに1台
非特定用途		2,000 m ² 超	450 m ² ごとに1台
 - ② 周辺地区

対象用途	対象施設規模	基 準
特定用途	2,000 m ² 超	250 m ² ごとに1台

※ 対象建物：新築、増築等を行う建物
（なお、既存建物についても届出を行えば新基準を適用できます）
施行時期：平成29年7月予定
（平成29年6月議会で可決された場合）

事務所において、駐輪場の附置義務を新たに対象とすることにあわせ、駐車場の基準を緩和する「連動した見直し」により、建物設置者の負担を軽減できると考えています。

Ⅲ－３ 隔地駐車場の距離制限を緩和

隔地駐車場の距離制限（建物敷地外に駐車場を設ける場合の敷地からの距離制限）を、現行の200mから300mに見直します。

【現 行】

- 隔地駐車場の距離制限

市長が当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の位置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設けることが著しく困難又は不適当と認めた場合は、当該建築物の敷地からおおむね **200m以内** の場所に駐車施設を設置することができる。

「著しく困難又は不適当」…敷地が接する道路に駐車場の出入口を設けることで交通処理及び交通安全上問題が発生するような状況などが該当。（敷地内確保が原則）

【見直し素案】

- 隔地駐車場の距離制限

市長が当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の位置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設けることが著しく困難又は不適当と認めた場合は、当該建築物の敷地からおおむね **300m以内** の場所に駐車施設を設置することができる。

「著しく困難又は不適当」…敷地が接する道路に駐車場の出入口を設けることで交通処理及び交通安全上問題が発生するような状況などが該当。（敷地内確保が原則）

※ 対象建物：新築、増築等を行う建物
（なお、既存建物についても届出を行えば新基準を適用できます）
施行時期：平成29年7月予定
（平成29年6月議会で可決された場合）

なお、300mはバス停の利用圏として設定されることが多く、土木学会のバス・サービスハンドブックにおいても、ほとんど人が抵抗なく歩くことができる距離とされています。

Ⅲ-4 新たな「駐輪場」の整備促進策（駐車場から駐輪場への整備誘導の促進）

より多くの駐輪場を整備するため、駐輪場及び駐車場の附置義務がかかる建物の設置者が、附置義務台数を超える「駐輪区画」を設けた場合、「駐車場」の附置義務台数を低減できるものとします。

【新たに追加する施策素案】

- ・対象用途：駐車場附置義務対象建物（既に届出を行っている建物も含む）のうち駐輪場附置義務がかかる用途（事務所、店舗、銀行等）
- ・緩和内容：附置義務台数を超える駐輪場を5台分設けるごとに、駐車場の附置義務台数を1台低減
- ・緩和上限：緩和上限は駐車場附置義務台数の100分の10

※ 対象建物：新築、増築等を行う建物

（なお、既存建物についても届出を行えば新基準を適用できます）

施行時期：平成30年1月予定

（平成29年6月議会で可決された場合、6か月の周知期間後に施行）

【施策活用例】

事務所において延べ面積が10,000㎡、事務室面積が8,500㎡の場合

駐輪場附置義務台数 67台 (約 76 ㎡) } (約 578 ㎡) …(A)
駐車場附置義務台数 40台 (約 502 ㎡) }

↓ 緩和上限まで活用すると

駐輪場整備台数(附置義務台数+α) 67+20=87台 (約 99 ㎡) } (約 550 ㎡) …(B)
駐車場附置義務台数 40-4=36台 (約 451 ㎡) }

(A) > (B)
施策活用により必要面積を
少なくすることができる。

なお、() 内は、駐輪場 1.14 ㎡/台、駐車場 12.55 ㎡/台とした場合の面積を示す。

この促進策により、より多くの駐輪区画が整備されることや、建物設置者にとっては、設計の自由度が増すことが期待できます。

(2) 市民からの意見の要旨と本市の考え方

ア 見直しの基本的な考え方に関すること

意見の要旨	本市の考え方
<p>駐輪場・駐車場の附置義務は、結果的に不動産価格に転嫁されることになり、企業の立地コストが高まることになる。まちづくりに一定の秩序は必要だが、市の発展に悪影響が及ばない適度な規制とすべきである。</p>	<p>今回の見直し案のうち、規制強化となるのは駐輪場附置義務（対象に事務所を追加）であり、現在の深刻な放置自転車対策として是非とも必要なものと考えています。</p> <p>また、駐輪場附置義務の具体的な基準については、事務所における駐輪需要の調査結果に基づいて設定したものであり、見直し案は適切な水準であると考えています。</p> <p>なお、事務所の駐車場附置義務基準についてもあわせて見直しを行い、規制を緩和することとしています。これらの規制の強化と緩和を比較すると、建物設置者の負担は軽減すると考えています。</p>

イ 駐輪場の附置義務基準に関すること

意見の要旨	本市の考え方
<p>駐輪場の附置義務の事務所追加について、事務所の「100㎡ごとに1台」を「300㎡ごとに1台」に変更すべきである。</p>	<p>事務所の附置義務基準は、事務所における駐輪需要の調査結果に基づいて設定したものであり、見直し案は適切な水準であると考えています。</p>
<p>事務所用途に附置義務駐輪場の規制がかかるが、100㎡に1台は厳しすぎる。</p>	
<p>大規模オフィス等は緩和条項を設けるべきである。</p>	

ウ 隔地駐車場の取扱いに関すること

意見の要旨	本市の考え方
<p>隔地駐車場の距離制限の緩和について、「著しく困難又は不適當」を削除し、他の行政と同様に「台数確保が困難な場合」としてもらいたい。</p>	<p>附置義務駐車場については、敷地内に確保することが原則です。このため、隔地駐車場の認定条件については厳密に運用する必要があると考えています。</p> <p>しかしながら、特定の地区における交通状況等や「まちづくり」の進展等により認定条件を弾力的に運用することも必要となると考えており、今後の運用にあたっての参考にさせていただきたいと考えています。</p>
<p>隔地駐車場までの距離が長くなるのは良いが、問題は敷地が交差点等で出入口確保が困難な場合しか隔地駐車場を認めていないこと。他市のように柔軟に隔地駐車場を認めるべきである。</p>	

エ その他

意見の要旨	本市の考え方
<p>鉄道駅周辺地については、他地区よりも鉄道利用率が高くなることが想定できることから、附置義務駐車場及び駐輪場について緩和を検討してもらいたい。</p>	<p>鉄道駅周辺地区は他地区よりも集客力が高いといった性格があり、鉄道利用を勘案しても、逆に駐輪場や駐車場が多く必要となるケースがあると考えています。</p> <p>このため、基準を緩和することは適当でないと考えています。</p>

3 駐輪場及び駐車場附置義務基準の見直し案

1 「駐輪場」の附置義務対象に事務所を追加

通勤目的によるものが多いという放置自転車の状況を踏まえ、事務所を新たに附置義務の対象に追加する。それにより、目的地のすぐそばに利用しやすい駐輪場が整備される等、駐輪場の分散配置を図ることができる。

【現 行】

- 対象地区：商業地域、近隣商業地域
- 附置義務基準

対象用途	対象施設規模	基 準
百貨店、スーパーマーケット	400 m ² 超	20 m ² ごとに1台
銀行	500 m ² 超	25 m ² ごとに1台
遊技場	300 m ² 超	15 m ² ごとに1台
専修学校、各種学校	400 m ² 超	20 m ² ごとに1台

- 緩和措置：対象面積が5,000 m²を超える場合、5,000 m²を超える部分は1/2に低減して算定



【見直し案】

- 対象地区：商業地域、近隣商業地域
- 附置義務基準

対象用途	対象施設規模	基 準
百貨店、スーパーマーケット	400 m ² 超	20 m ² ごとに1台
銀行	500 m ² 超	25 m ² ごとに1台
遊技場	300 m ² 超	15 m ² ごとに1台
専修学校、各種学校	400 m ² 超	20 m ² ごとに1台
事務所	2,000 m²超	100 m²ごとに1台

- 緩和措置：対象面積が5,000 m²を超える場合、5,000 m²を超える部分は1/2に低減して算定

※ 対象建物：新築、増築等を行う建物
 施行時期：平成30年1月予定
 （平成29年6月議会で可決された場合、約6か月の周知期間後に施行）

2 「駐車場」における事務所の附置義務基準を緩和

駐車場整備が進み駐車場不足は概ね解消されてきていることや、事務所において需要と基準の乖離が生じてきているという利用状況を踏まえ、事務所の附置義務基準を緩和する。

【現 行】

- 対象地区：① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
② 周辺地区（市街化区域のうち、①及び第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域以外）
- 附置義務基準

① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域

	対象用途	対象施設規模	基 準
特定用途	店舗	1,500 m ² 超	150 m ² ごとに1台
	事務所		150 m²ごとに1台
	その他特定用途		250 m ² ごとに1台
非特定用途		2,000 m ² 超	450 m ² ごとに1台

② 周辺地区

	対象用途	対象施設規模	基 準
特定用途		2,000 m ² 超	250 m ² ごとに1台



【見直し案】

- 対象地区：① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
② 周辺地区（市街化区域のうち、①及び第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域以外）
- 附置義務基準

① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域

	対象用途	対象施設規模	基 準
特定用途	店舗	1,500 m ² 超	150 m ² ごとに1台
	事務所		250 m²ごとに1台
	その他特定用途		250 m ² ごとに1台
非特定用途		2,000 m ² 超	450 m ² ごとに1台

② 周辺地区

	対象用途	対象施設規模	基 準
特定用途		2,000 m ² 超	250 m ² ごとに1台

※ 対象建物：新築、増築等を行う建物
 （なお、既存建物についても届出を行えば新基準を適用できる）
 施行時期：平成29年7月予定
 （平成29年6月議会で可決された場合）

3 隔地駐車場の距離制限を緩和

隔地駐車場の距離制限（建物敷地外に駐車場を設ける場合の敷地からの距離制限）を、現行の 200m から 300m に見直す。

【現 行】

・ 隔地駐車場の距離制限

市長が当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の位置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設けることが著しく困難又は不相当と認めた場合は、当該建築物の敷地からおおむね **200m以内** の場所に駐車施設を設置することができる。

「著しく困難又は不相当」…敷地が接する道路に駐車場の出入口を設けることで交通処理及び交通安全上問題が発生するような状況などが該当。（敷地内確保が原則）



【見直し案】

・ 隔地駐車場の距離制限

市長が当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の位置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設けることが著しく困難又は不相当と認めた場合は、当該建築物の敷地からおおむね **300m以内** の場所に駐車施設を設置することができる。

「著しく困難又は不相当」…敷地が接する道路に駐車場の出入口を設けることで交通処理及び交通安全上問題が発生するような状況などが該当。（敷地内確保が原則）

※ 対象建物：新築、増築等を行う建物

（なお、隔地駐車場が認められている既存建物についても届出を行えば新基準を適用できる）

施行時期：平成 29 年 7 月予定

（平成 29 年 6 月議会で可決された場合）

4 新たな「駐輪場」の整備促進策（駐車場から駐輪場への整備誘導の促進）

より多くの駐輪場を整備するため、駐輪場及び駐車場の附置義務がかかる建物の設置者が、附置義務台数を超える「駐輪区画」を設けた場合、「駐車場」の附置義務台数を低減できるものとする。

【新たに追加する施策案】

- ・ 対象用途：駐車場附置義務対象建物（既に届出を行っている建物も含む）のうち駐輪場附置義務がかかる用途（事務所、店舗、銀行等）
- ・ 緩和内容：附置義務台数を超える駐輪場を 5 台分設けるごとに、駐車場の附置義務台数を 1 台低減
- ・ 緩和上限：緩和上限は駐車場附置義務台数の 100 分の 10

※ 対象建物：新築、増築等を行う建物

（なお、既存建物についても届出を行えば新基準を適用できる）

施行時期：平成 30 年 1 月予定

（平成 29 年 6 月議会で可決された場合、6 か月の周知期間後に施行）

4 今後のスケジュール（これまでの経緯を含む）

年 月 日	検 討 状 況 等	内 容 等
平成 28 年 11 月 28 日	第 1 回協議会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場 駐輪環境の現状と課題 自転車利用実態調査結果と基準の見直しについて ・ 駐車場 駐車環境の現状 駐車場実態調査結果と基準の見直しについて ・ 連動した見直しによる建物設置者への負担軽減効果
平成 29 年 2 月 3 日 ～ 2 月 23 日	市民意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場及び駐車場附置義務基準の見直し素案に対する意見を募集 (意見提出者数 2 名、意見件数 7 件)
平成 29 年 3 月 24 日	第 2 回協議会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意見募集の結果等を踏まえ、駐輪場及び駐車場の附置義務基準見直し案を確定
平成 29 年 4 月～5 月	条例改正案の作成	
平成 29 年 6 月	広島市議会（6 月議会）に 条例改正案を上程予定	

※ 施行時期 平成 29 年 7 月予定 駐車場における事務所の基準の緩和及び隔地駐車場の距離制限の緩和
 平成 30 年 1 月予定 駐輪場における附置義務対象に事務所の追加及び新たな駐輪場の整備促進策の追加